

カザフスタン共和国に裁判統制は 存在するか？

— 一つの問題提起 —

グリナール・スレイメーノヴァ

中山 顕 (訳)

本稿は、2011年1月22日に名古屋大学で開催された国際シンポジウム「中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制システムに関する比較総合研究」におけるグリナール・スレイメーノヴァ氏の報告をもとに、後日、彼女自身により加筆、補足され、共同研究代表者の杉浦一孝名古屋大学名誉教授のもとに寄せられた論文 Сулейменова, Гульнар (2014) : “Есть ли контроль над правосудием в Республике Казахстан? — Постановка проблемы” を全訳したものである。

著者のスレイメーノヴァ氏については、訳者が以前に翻訳した「カザフスタンにおける司法改革 — 科学的分析の観点から (一)、(二)」法政論集 234号、235号 (2010年3月、6月) で紹介したほか、最近では2013年に神奈川大学で行われた刑事司法への市民参加をテーマにした国際ワークショップのために来日するなど (そのときの記録は「刑事司法への市民参加 — 新たな経験、その成果と課題 — 」神奈川大学法学研究所研究年報 32号 (2014年) を参照されたい)、カザフスタンの刑事司法の専門家として日本の研究者とも親交があり、また、本国においてはカザフスタン経済・経営大学 (КИМЭП) 教授、弁護士として活動するかたわら、カザフスタン共和国最高裁判所付置学術諮問会議のメンバーでもある。

スレイメーノヴァ氏の法社会学的、実証的な分析手法は、カザフスタンの司法制度に内在する法的諸問題を摘出し、それに大胆な評価を加え

る点にその特徴が見られる。ここで「大胆」というのも決して誇張ではなく、ソ連崩壊から今日に至るまで、ヌルスultan・ナザルバエフ大統領の権威主義体制のもとで経済成長と国家の安定を成し遂げてきたといわれている新興国家カザフスタンの政治状況を考慮するならば、本文の随所にもうかがえる批判的な精神を貫くことがいかに困難を伴うかは想像に難くない。スレイメーノヴァ氏のそのようなリベラルな精神を支えているのが、国際社会との連帯という基本姿勢に見出されうことは、本文でも度々引用される国連人権委員会、欧州評議会、OSCE、OECD等の各種報告書、あるいは国外の人権団体に至るまで、広く司法制度の評価指標を求めている点からも明らかであろう。さらに付け加えるならば、同様に引用されている若干のロシアの法律家もロシア国内ではリベラルとされる論者であることから、スレイメーノヴァ氏の立場は明確である。

さて、このような立場から、カザフスタンにおける裁判統制の問題を分析・検討したのが本稿である。詳細については、本文に委ね、ここでは簡単に彼女の主張の結論だけを見るならば、カザフスタンの司法制度には、複数の観点から、公正かつ客観的な裁判にとって否定的な影響が看取される、ということである。それは、法規範自体の欠陥によるものもあれば、裁判官人事や裁判所の財政的基盤といった制度に帰因するもの、より根本的には三権の中でも圧倒的に優位な立場に立つ執行権力、就中、共和国大統領の権限に帰因するもの、あるいは、旧社会主義諸国に共通して見られる裁判手続における検察機関の監督的権限の残滓に帰因するものなど、それらはいずれも一朝一夕には解決することが困難で、かつ、相互に関連して複雑な問題系を成しており、そのために、ある制度改革が他の要因に規定されることによって期待された問題解決が阻まれることもしばしば起こりうることが明らかにされている。

本稿でもとりあげられている、2015年1月1日に施行された新刑事訴訟法典もその一例といえよう。新しい刑事訴訟法典は、カザフスタン共和国最高検察庁の起草により2014年7月4日に制定されたものであり、スレイメーノヴァ氏によれば「関係官庁の集团的利益」を反映し、訴追諸機関の権限強化の意向が強く滲み出ているものとして批判されている。ただ、この新法は、体制移行後、段階的に検察機関の権限を裁判

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]）

所に移譲し、検察を純粋な訴追機関に再編する改革の延長に位置づけられ、取調裁判官（следственный судья）なる新しい訴訟主体を設けて、そこに、勾留許可権限だけでなく、刑事手続上の人権保障のための裁判統制権限を担わせ、当事者主義をより明確化するという面があることについては、彼女は公正に評価している。しかし、新制度に対するスレイメーノヴァ氏の評価は、決して楽観的なものばかりではない。その理由として、スレイメーノヴァ氏は、①上級審には未だに検察官に有利な手続が存在すること、②訴追機関にとって不都合な無罪判決を出すと、裁判官は訴追機関から汚職の嫌疑をかけられ、彼らのキャリアに影響するため、無罪判決を出しにくい構造が存在すること、③検事総長だけに特別に監督審への申立権限が付与されていること、④検察官や取調官出身の一部の裁判官については前職での指揮命令に対する服従精神が抜け切れず、それを再教育する機会も法により定められていないこと、さらには、刑事訴訟法典の規定において当事者主義が貫徹されていないことなどをあげ、それに加えて、刑事裁判の実務においては、ソ連時代からの残滓として未だに取調調書に偏重した手続が行われ、刑事訴訟法典の原則や手続が無視されていることをあげている。特に、後者についてはカザフスタンだけでなく、旧社会主義諸国に広く見られる特徴的なシステムであるとも指摘している。この新設の取調裁判官の例一つをとっても、果たして、それが、文字通りに、人権保障のために、検察官等に対する裁判統制権限を発揮することができるかどうかは、上述したこの国の制約条件を考えると、今日なお困難な課題と言わざるをえないであろう。

以下の翻訳では、訳者による補足部分を、本文および脚注において全て〔〕内に記し、一部の用語については、（）内に原語表記を併記した。原注については原語表記を基本とし、最低限必要な箇所限り補足的に訳出した。

本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（A）「中国、ベトナム、ロシアおよび中央アジア諸国の裁判統制制度に関する比較総合研究」（研究代表者・杉浦一孝）の補助金を受けて行った研究の成果の一部であることを付記する。

[翻訳]

〈目次〉

- I 問題の所在
- II 司法権の独立に影響を与える外的要因と内的要因
 - 1 司法権の独立に影響を与える外的要因
 - 2 司法権の独立に影響を与える内的要因
- III 裁判所と他の国家機関との相互関係
 - 1 裁判所と議会との相互関係
 - 2 裁判所と国家権力の執行部門の諸機関との相互関係
 - 3 裁判所と共和国大統領との相互関係
 - 4 裁判所と検察諸機関との相互関係
- IV 司法権の資源および組織の保障
- V 裁判所への資金供与
- VI 結論

I 問題の所在

裁判統制の実施と関連した問題の研究は、理論的かつ実践的な焦眉の課題であることに疑いはない。それと同時に、裁判というものが、裁判所による事件の審理と解決だけを含意するより狭い概念であるために、この問題をより広い視野において、すなわち司法権に対する統制という観点から検討がなされなければならないと思われる。他方で、「司法権」の概念は、機能的（手続的）なものだけにとどまらず、組織的および資源的なものも含意している。

立法および執行権力の諸機関からの裁判所の自律、裁判所の組織的および制度的独立と自主性は、カザフスタン共和国憲法によって宣言された三権分立の原理、ならびにそのチェック・アンド・バランスのシステムの運用にともなう三権の相互作用の原則（憲法第3条第4項）によって保障されている。このチェック・アンド・バランスのシステムの運用は、各々の権力部門が均衡を保つだけでなく、他の一ないし二の権力部門を制限、抑制、監督するように仕向けられている。

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]）

この問題は、私見によれば、すでに13年以上も続けられている司法改革の過程で現在まで多数の論争的な、未解決の、あるいは解決困難な諸問題が残されており、そのなかには司法制度に外在的な外的要因のみならず、制度に内在する内的要因による影響からの裁判官の独立とその保障の問題が含まれているという事情のために、カザフスタンにとっては、とりわけ焦眉の課題となっていると考えられる。

II 司法権の独立に影響を与える外的要因と内的要因

1 司法権の独立に影響を与える外的要因

司法権に対する影響の外的要因の研究は、統制という文脈において、以下の諸問題の検討を要する。

①司法権の組織および機能に対する憲法的規制という問題。なぜなら、「裁判制度および裁判官の地位について」のカザフスタン共和国の憲法的法律〔以下、「裁判官地位法」という。〕、刑事訴訟法典〔以下、「刑法典」という。〕、民事訴訟法典〔以下、「民法典」という。〕、「行政的違法行為について」のカザフスタン共和国の法典〔以下、「行政的違法行為法典」という。〕などの法令には、事件審理の際に裁判官に影響を与え、彼らの活動を統制することを可能にしている規範、あるいはそのような状況を生み出す規範が含まれているからである。このような諸規範が、独立の原則ならびに裁判官の憲法および法律のみへの従属の原則に反するものであることに疑いはない。

②裁判官の職への選考、任命および選出の手續を定める法令が不完全であるという問題。

③司法権の個々の要素の法的規制を裁判の国際基準に適合化させるという問題。なぜなら、法令および裁判実務には、国際基準に適合しない若干の規範が存在するからである。

④チェック・アンド・バランスの制度の運用にともなう、国家権力の諸部門の相互作用の原則（憲法第3条第4項）の遵守という問題。なぜなら、このシステムにおける権力の司法部門に対する立法部門および執行部門の優位に傾斜した不均衡が存在するからである。

⑤司法権の諸機関および裁判官に関する法令（акт）の採択について、

憲法でカザフスタン共和国大統領に広い権限が与えられているという問題。なぜなら、裁判官の独立および裁判官の法的地位を制限する法令が採択されてきたという事実が存在するからである。

⑥国家権力の諸部門のいずれにも属さない諸機関（最高司法評議会、検察機関その他の機関）との相互作用の問題。なぜなら、これら諸機関が裁判所との相互関係で行う決定および活動が、裁判実務および裁判官候補の選抜手続への影響力行使（場合によっては統制）という文脈で考えることができるからである。

⑦司法権への財政的保障、裁判官の生活保障および社会保障の問題。なぜなら、それが、裁判官による完全に独立した裁判の実施の可能性を十分に保障するものとなっていないからである。

2 司法権の独立に影響を与える内的要因

司法権に対する影響の内的要因は、以下の諸問題と関連している。

(1) 次の諸機関の間に、訴訟外の関係（刑訴法典、民訴法典、行政的違法行為法典等の訴訟法に定められていない関係）が存在するという問題。

①上下の審級の間、②裁判所長と裁判官との間、③最高裁判所および最高裁判所長官と下級裁判所およびその裁判官との間。このような関係は、上級裁判所の長、とりわけ最高裁判所長官のもつ組織および人事に関する権限が、彼らの訴訟上の権限とあいまって、裁判官をして、自己の活動を上級裁判所の長の意見や指示に同調させなければならない従属的な状態におくことで、裁判官の独立に否定的な影響を及ぼしている。例えば、州裁判所およびこれと同等の裁判所の所長には、最高裁判所への意見提出権が付与されており（刑訴法典第 423 条の 2 第 3 項および第 446 条の 21）、最高裁判所長官には、監督審査議部への意見提出権が与えられているが（刑訴法典第 292 条）、このことは当事者主義の原則に反するばかりでなく、共和国で実施されている法政策の課題、とりわけ、その一つでもある「裁判実務における裁判所の独立の強化¹⁾」にも明らか

1) Указ Президента РК от 24 августа 2009 г. № 858 «О Концепции правовой политики Республики Казахстан на период с 2010 по 2020 года» // Казахстанская правда. 2009. 27 августа.

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか? (グリナール・スレイメノヴァ [中山])
に適合的でない。

(2) ソビエト時代から残存している状況。すなわち、一つの裁判所の環(州裁判所およびこれと同等の裁判所)のなかに複数の審級が存在し、それが裁判官の独立および事件の審理と解決における裁判官の客観性に否定的な影響を及ぼし、その結果、裁判所の公正さに疑義が生じかねない状況になっている。

(3) 裁判所において、事実上、裁判官の活動に対する統制を行っている組織、すなわち、総会と次期総会の間に行われる地方裁判所の会議および裁判所長の諮問機関である運営会議²⁾、裁判官審査会(Судебное жюри)³⁾、最高裁判所付置司法監視部ならびに州裁判所およびこれと同等の裁判所の監視機関⁴⁾が機能していること。このことは、裁判官の独立を著しく損ない、カザフスタン共和国憲法(第79条第1項)で保障する裁判官の終身制に反するものであり、カザフスタン共和国の司法制度に実在する上級裁判所やその長に対する裁判所および裁判官の依存傾向を強めるものである。例えば、総会と次期総会との間に開かれる裁判所の会議の構成と権限には、中央集権制、単独責任制(独任制)、階統制(подчинение)等の諸原理にもとづいて組織と活動が行われる機関に固有の特質が見られる。このような構造から、カザフスタンの司法制度においては管理・行政的な諸機構が機能しており、それはカザフスタン共和国憲法および国際基準が定める司法権の使命および内容に反している、と結論付けることができる。「司法制度は、硬直的なヒエラルヒー、裁判官に対する隠れた圧力メカニズム、意見調整と『しかるべき』決定

2) См.: Распоряжение Председателя Верховного Суда РК от 7 сентября 2005 г. № 162 «Об утверждении «Положения об организации работы межпленарного заседания и оперативного совещания местных судов» // Электронный справочная правовая система «Законодательство РК». Версия 2.0. Издательство ЮРИСТ, 2014 (далее – ЭСПС «Законодательство РК»).

3) См.: Положение о Судебном жюри // Приложение 2 к Указу Президента РК от 27 февраля 2007 года № 292 «О внесении изменений и дополнений в Указ Президента Республики Казахстан от 26 июня 2001 года № 643» // Там же.

4) Бредихина Т. Мало критиковать, нужны предметный анализ и оценка качества // Казахстанская правда. 2009. 30 октября.

の採択にかかわる非公開の組織内原則を特徴としている⁵⁾」、とある学者が指摘するところである。

(4) 裁判官の独立を著しく損なう、裁判官の懲戒責任の根拠の法的な規制の不十分さ、裁判官の専門不適格性判断の基準設定の不十分さ、および裁判官にとって裁判実務と両立しえない無関係な職務を彼らに課するという面での不十分さ。これらの不十分さは、裁判官の懲戒責任を問い、その権限を停止することに関する問題を決定する際に主観的判断がなされる温床となっている。

(5) 裁判官の団体制（корпоративность）。これは、客観的な性質を帯びたものであって、積極的な役割（裁判官たちの結束、専門職としての成長、外部からの違法な影響に抵抗する気概等の助長）を果たすこともあれば、消極的な役割（外部からの妥当な批判の拒絶、否定的な人事の傾向や訴訟外の関係等の黙認）を果たすこともある。

(6) 最高裁判所により行われる裁判監督および裁判統制。これは次のような形で、裁判実務における裁判官の独立に一定の影響を及ぼしている。

① 裁判実務の問題についての説明を行う規範的性質を持つ決定（нормативное постановление）の採択の形をとる場合

これらの決定は、憲法（第4条第1号および第81条）によって共和国で効力を有する法源とされており、そのため裁判官に限らず、他の法適用者をも拘束する。したがって、一方では、裁判官は憲法と法律にのみ従うという憲法上宣言された原則があるものの、他方では、裁判官は自己の司法判断を最高裁判所の説明と一致させる義務があるということになり、この両者の間に抵触関係が生じることになる。

5) См., например: Доклад Специального докладчика по вопросу о независимости судей и адвокатов г-на Леонардо Деспун. Миссия Казахстан // E/CN. 4. 2005. 60. Add. 2; Раззак Н. Правовой статус областного суда. Автореф. ... дисс. канд. юрид. наук. Алматы, 2008. С. 13; Канафин Д.К. Перспективы совершенствования судебной системы и уголовно-процессуального законодательства в Республике Казахстан // Перспективы совершенствования судебной системы и уголовно-процессуального законодательства в Республике Казахстан. Сборник материалов круглого стола. Алматы, 2009. С. 73 и др.

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか? (グリナール・スレイメーノヴァ [中山])

②最高裁判所が様々な種類の基本方針、命令その他の指令⁶⁾を採択する形をとる場合

憲法にも裁判官地位法にも、最高裁判所がこの種の規則(акт)を採択する権限を有するとした規範は存在しない。しかし、最高裁判所の実際の活動が示すところでは、こうした文書が、裁判所および裁判官の活動の基本的方向性や展望に関する綱領を含んだ司法政策を決定しているのである。これらの文書のいくつかを分析すると、こうした場合には少なからず、最高裁判所が憲法の規定によって司法権に付与された権限を踰越していることが分かる。他方で、「東欧、南カフカースおよび中央アジア諸国における司法権の独立の問題に関するキエフ勧告」(2010年6月23-25日、キエフ)〔以下、「キエフ勧告」という。〕は、「内部における裁判官の独立を保障し、裁判官に加えられる圧力に対する抵抗性を高めるためには、上級の裁判所が指示、説明および決議を出すことを推奨すべきではない。それと同時に、このような実務が存在する場合には、かかる文書が下級の裁判所を拘束すべきではない。そうしなければ、そのような規則が個々の裁判官の独立に対する制約をもたらすからである」と指摘している。

③地方裁判所その他の裁判所の長および各合議部長ならびに最高裁判所の各合議部長の候補を審査し、最高司法評議会等にその候補を提案する形をとる場合

上級裁判所の裁判官の任命に際しては、裁判官の裁判経験が必ずしも考慮されているとは限らない。下級審が行った裁判の適法性および妥当性を審査する上級審の裁判官は、当該裁判を行った下級審の裁判官よりも豊富な経験と専門性を備えていなければならないという事実は、全く明白なことであり、何ら証明を必要としない。彼には法律専門家としての職歴のみならず、裁判官としての十分な活動経験も必要とされる。例えば、すでに8年前に、カザフスタン共和国大統領付置人権委員会は、

6) Например: Программа повышения имиджа судебной системы Республики Казахстан: утверждена пленарным заседанием Верховного Суда РК 20 марта 2003 г.; Стратегический план Верховного Суда РК (судебной системы) на 2010-2014 годы; Методические рекомендации по оказанию практической помощи в применении законодательства и изучению организации работы местных судов: утверждены распоряжением Председателя Верховного Суда РК от 20 августа 2004 г. № 153и др.

国内の裁判官集団（судейский корпус）の半数以上が3年以下の裁判官歴を持つ者で占められていることを指摘し、このような裁判官における「必要な経験や職業的技能の不足は、誤判発生の原因となり、そのことが、一方では司法制度全体の権威を失墜させ、他方では、裁判所による保護に関する憲法上の人権に脅威をもたらす⁷⁾」と指摘した。

上級裁判所の裁判官職への任命（選任）は、裁判官の昇進の指標であり、それは、「専門適性、倫理的素養および能力をしかるべく考慮した裁判官個人の功績にもとづくものでなければならない」（第518回閣僚代理会合における1994年10月13日閣僚委員会採択「裁判官の独立、効率性および役割について」の欧州評議会閣僚委員会勧告No.R（94）12号第1原則（c））。

しかし残念なことに、裁判官地位法では、職歴および職業研修の有無についてかなり形式的なそのままの要件が定められている。例えば、地区裁判所の裁判官候補の場合は、2年以上の十分な法律専門職の職務経験〔裁判官地位法第29条第1項〕が、州裁判所およびこれと同等の裁判所の裁判官候補の場合は、法律専門職の職歴「15年以上または裁判官歴5年以上」（同第2項）が、最高裁判所の裁判官候補の場合は、法律専門職の職歴「20年以上または裁判官歴10年以上」（同第3項）が、それぞれの要件として規定されている。

このような『または』という接続詞を伴う立法での定式化は、1日として裁判官歴を有しない候補をも上級裁判所の裁判官に任命する可能性を前提としていることに注意を払わなければならない。私見では、このようなことを許すべきではないと思われるからである。法律家としての職歴だけでは、それがどんなに長くとも、その人物が上級審で裁判官として活動するためのしかるべき水準の専門的経験を有していることの保証とはなり得ない。

また、カザフスタンの法令にしたがえば、裁判官候補の研修はわずか9ヶ月から1年である（2001年6月26日カザフスタン大統領令No.643によって承認された「裁判官候補の研修について」の規則第5号）とい

7) Право на справедливое судопроизводство // Базовый доклад о ситуации с правами человека в Республике Казахстан. Комиссия по правам человека при Президенте РК. Астана, 2006. С. 166.

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]）

うことも指摘しておかなければならない。5年以上の法律専門家の職歴を有する者ならびに特定の法分野の学位および学術称号を有する者については、研修期間は6ヶ月とされている。司法制度の活動を支える国家諸機関、法秩序維持諸機関および弁護士会において5年以上の法律専門家の職歴を有する者については、研修期間は3ヶ月とされている。また、専門の修士課程を修了した者については、課程修了後5年以内の研修は一般に必要とされていない。

裁判官候補の研修規則で、研修は、裁判所においてフルタイムで行われるものと定められている。このような規制は、裁判官候補が自己の職場を離れて研修を受けなければならないことを前提としている。しかしながら、立法者は、最も肝心なことを、すなわち、誰の負担によって研修が行われるのか、特別な研修費用の負担で行われるのか、あるいは、国家予算の負担で行われるのかを明らかにしていない。候補の費用負担で研修を行うことは許されるべきではない。なぜなら、もし志願者がそれを支払うことができない場合、すなわち、その者に支払能力がない故に研修を受けることができない場合には、そのこと自体が「裁判官候補は、…財産状況その他の事由にかかわらず、等しく職に就任する権利を保障される」と定める裁判官地位法第30条第1項に規定する権利を侵害することになるからである。

同種の規定は、国連総会決議40/146（1985年12月13日）により承認された司法部の独立に関する基本原則の第10号にも見られ、そこでは、「裁判官の選抜に際しては、その者の財産、身分または地位の特徴にもとづいて差別してはならない」旨を規定している。

国際基準にしたがえば、このような研修は国家予算によって行われるべきである。例えば、裁判官の地位に関する欧州憲章の第2項第3号では、「法律は、裁判官の職務の効率的遂行のために、国家予算によるしかるべき教育を行うことにより、選ばれた候補の養成を保障する」と規定している。「裁判官の独立、効率性および役割について」の欧州評議会閣僚委員会勧告No.R（94）12号にも、裁判官の任命前のしかるべき養成の実施に関する規定が置かれ、その養成が無償で行われること、また外国の諸機関および裁判所への訪問が推奨されることが述べられている。

したがって、この規定を実現するためには、相当な費用のかかる総合的な措置が必要だということであり、とくに財政的、物的および人的な保障、研修の保障ならびに他の保障が必要とされる。一つの解決策として、裁判官候補が裁判官に任命された場合に返還を免除する国家予算による教育貸付金（образовательный кредит）を裁判官候補に付与することが考えられる。

このように、裁判分野における基準を定める現行法令および国際文書の分析を通して、裁判官候補の専門的資格を定める裁判官地位法の諸条項の改善が必要であることが結論付けられる。

裁判監督の実施にかかわる上級裁判所の権限は、独自の問題をなしている。これらの権限は、人事および組織の問題の解決に関するこれら上級裁判所の長、とりわけ最高裁判所長官の広範な権限とあいまって、裁判官、とくに彼らの独立に対するかなり強力な働きかけの手段となっている。例えば、研究者たちは、「裁判官の団体的な連帯感というものがある。下級裁判所である地区裁判所の裁判官が強く従属させられていることは周知の事実である。これらの裁判官は、自らが属する裁判所または上級裁判所の長に従属し、裁判は、はじめから最上級審に至るまでの垂直ラインに沿って調整されている⁸⁾」、と、あるいは、一連の裁判では、裁判官が政治から距離をおき、政治的な動機を持っていなかったということに対して、重大な疑義が投げかけられており、裁判官に対する政治的影響力があることの証左となっている⁹⁾、と指摘している。

裁判所の長の権限は、総体として、裁判官のキャリア上昇、懲戒責任の追及、裁判官の罷免、資格等級の取得等、裁判官の法的地位の最も重要な諸問題を左右するものとなっている。裁判官の任命手続は、司法制度の官僚主義化および裁判所の長と裁判官との間の権力服従関係の形成をもたらしている。法律では司法権の担い手とされている裁判官は、カザフスタン共和国憲法によって独立とその地位の不変性を保障されているが、裁判官の職に関する諸事項が裁判所の長の意思に依存している場

8) Беляева Е. Как очистить казахстанскую Фемиду? // Деловая газета «Взгляд». 2010. 9 июля. (26 (162)).

9) Право на справедливое судопроизводство // Базовый доклад о ситуации с правами человека в Республике Казахстан. Комиссия по правам человека при Президенте Республики Казахстан. Астана, 2007. С. 139–160.

合には、裁判の実施時を含めて上司の指示や処分にしたがって活動することを強いられる、通常の役人の状態に陥ってしまうことになる。そうでない場合には、自らの権限を適切に行使していても、所長にとって気に入らない裁判官を遠ざけるために、あらゆる手段が用いられるという否定的な結果も起こりうる。このような場合、当該裁判官に対しては、より複雑困難な事件を配分したり、負担を増やしたり、正常な業務の遂行にとって不利な条件をつくり出したりして、裁判官を退職に追い込むのである¹⁰⁾。このような状況は、裁判官審査会の活動手続、裁判官懲戒委員会¹¹⁾、そして、2009年から実施されている裁判官の活動の監視により一層強まっている。こういったことやその他の類似の事実に関国の専門家や分析者も注目している¹²⁾。

カザフスタン共和国の司法制度では、事件を解決する前に、裁判官が上級審の裁判官、すなわち控訴審、破棄審および監督審の裁判官とのいわゆる事前「協議（консультация）」を行うこと、また裁判所によっては、これから審理する事件やそれについて予測される解決について裁判官から所長に報告することが通常の実務になってしまっている。その原因として、本質的に以下に述べることに帰因する具体的状況があげられる。

第一に、裁判のどのような取消または変更であっても、それは、上級審による当該決定の理由の如何にかかわらず、裁判官の責任とされ、裁判官にとって罷免にまで至る深刻な結果を招くおそれがあるということである。裁判官の勤務は、審理した事件数だけでなく、上級審により取り消された裁判の数によっても評価されている¹³⁾。このような取消し

10) Абилкаиров М.Р. Проблемы обеспечения независимости судей // Материалы междунар. научно-практич. конференции «Проблемы борьбы с преступностью в контексте национальной концепции. Алматы: КазГЮУ, 2002. С. 110; Нарикбаев М. Без денег в судах делать нечего // Литер. 2006. 25 марта; Раззак Н. Указ раб. Алматы, 2008. С. 13.

11) См., например: Морщакова Т.Г. Анализ проекта Республики Казахстан «О внесении изменений и дополнений в Конституционный закон «О судебной системе и статусе судей» // Правовая реформа в Казахстане. 2006. № 2 (34). С. 49-50.

12) См., например: Леонардо Деспуй. Указ. раб. С. 5-20; Морщакова Т.Г. Указ. раб. С. 49-50; Индекс судебной реформы для Казахстана. С. 40, 43.

13) Методика оценки эффективности деятельности местных судов: утв. Распоряжением Председателя Верховного Суда РК от 05.07.2011. № 143 // http://supcourt.kz/rus/analitika_i_statistika/analiz/.

は、裁判実務の質の低さを示す指標とされ、裁判が少し取り消された場合でも、裁判官として不適格であり、職務に不適合であると認定される結果、罷免にまで至る懲戒責任を問われることがあるため（裁判官地位法第34条第1項第11号および第44条）、裁判官の地位に対して否定的な影響を及ぼしている。それゆえ、裁判官は、上級審による彼らの裁判の取消しを恐れているのである。もっとも、裁判官地位法第39条は、「判決・決定（судебный акт）の取消しまたは変更は、上級審の判決・決定において指摘された重大な法律違反が認められなければ、そのこと〔判決・決定の取消・変更〕自体によって裁判官に責任を生じさせるものではない」と明確に規定している。この規定に関しては、すでに1998年に、カザフスタン共和国最高裁判所が「重大な法律違反については、裁判官の故意により、または裁判官の不誠実、不注意もしくは法律の無知の結果として行われた明白かつ本質的な法律違反として解すべきである。……証拠の評価に関する裁判の取消しまたは変更を裁判官の責任に帰すことはできない¹⁴⁾」としている。

それにもかかわらず、裁判官の勤務評価の実務は、裁判官の行った裁判の取消しのデータに依存しており、これは、「裁判所間での法解釈上の相違を含めた判決もしくは評決の内容または誤判の事例に対してまで懲戒責任が及んではならない」と定めるキエフ勧告第25項に反している。

しかしながら、今日までこの要求は無視され、裁判官に責任があるかどうかに関係なく、裁判のあらゆる取消しは、裁判官の勤務の質の「低さの指標」として評価されている。2012年に、採択された判決・決定の分析および監視についての新しい制度が導入されたが、これにしたがえば、裁判の取消しおよび変更がないということが、地区（市）裁判所が誠実に仕事をしているという判断基準であり、州裁判所にとっては、それ以上に判決・決定の取消しおよび変更がその指標となっている¹⁵⁾。

14) Нормативное постановление Верховного Суда РК от 14 мая 1998 г. №1 «О некоторых вопросах применения законодательства о судебной власти в Республике Казахстан» // Казахстанская правда. 1998.11 июня; 2009.13 февраля.

15) См., например: В Верховном суде усилят мониторинг за случаями пересмотра судебных актов // http://www.zakon.kz/top_news/4480160-v-verkhovnom-sude-usiljat-monitoring-za.html (2012.16 марта).

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか? (グリナール・スレイメーノヴァ [中山])

しかし、自己の裁判を取り消されうる裁判官は、監視の否定的な結果を恐れ、それがために、従属的、被支配的となり、そのことは必然的に、裁判実務の質に対して否定的な影響を与えることになる。

このように、裁判官の勤務評価の客観的指標の策定および導入の問題は、今日に至るまで、司法制度の中でもとりわけ焦眉の課題となっている。

この他にも、自己の権利の保護についての各人の権利を宣言した憲法第 13 条第 1 項に反して、裁判官審査会によって専門不適格と認定された裁判官に当該決定への訴えを提起する権利が与えられていない(裁判官審査会規程第 45 項¹⁶⁾)。しかし、そのような権利が裁判官に与えられていないことは、国際基準にも反している。例えば、裁判官の地位に関する欧州憲章第 1 条第 4 項では、「裁判官の法律上の権利または広義の意味における独立もしくは訴訟手続上の独立がとにかかく脅かされ、または無視されていると考える全ての裁判官には、法的な実効的救済手段を持ち、またはそのような救済手段を提供することができる独立機関に訴えを提起する機会が法律により与えられる」と規定されている。また、キエフ勧告第 26 項は、懲戒事案を審査する諸機関は、「防衛権および管轄裁判所に訴えを提起する権利を含めた必要な手続保障を、手続の対象となっている裁判官に付与しなければならない」と指摘している。

第二に、上級裁判所が、自らの判断で訴訟外的な権限を拡大させ、いわゆる地域(зона)の担当者が下級裁判所および裁判官の活動を様々な方法によって点検することで、法律によって与えられた権限を根拠なく越えているということがある。

(7) 依然として、とりわけ深刻な危惧をいだかせるものとして、司法制度に潜む汚職や、裁判官が汚職に晒されている状態がある¹⁷⁾。アカデミー

16) Положение о Судебном жюри: утверждено Указом Президента РК от 26 июня 2001 г. № 643 //ЭСПС «Законодательство РК».

17) См., например: Обращение Генерального прокурора РК к Президенту РК Назарбаеву Н.А. от 21 апреля 2003 г. №12-1-2003 // www.base.zakon.kz/doc/lawyer/?uid=15F433D3-FB74-4FEC-BC7F-CA1781A95578&language=rus&doc_id=104 0897; Стамбульский план действий по борьбе с коррупцией. Второй раунд мониторинга. Казахстан. Отчет о мониторинге. Париж: Организация экономического сотрудничества и развития. Сеть по борьбе с коррупцией для

会員エス・ジマーノフが2001年にすでに指摘したように、「権威主義的制度から民主制へ、あるいは計画経済から市場経済への移行期においてある程度は避けられなかった集团的利益、族支配、公務員に蔓延した汚職は、しばしば想像の範囲を超えて、共和国における司法権の編成および効率化に非常に否定的な影響を及ぼしている¹⁸⁾」のであり、今日でもそれは切実な課題である。

国外の専門家によれば、「刑事裁判制度において汚職が深く根付いている。……警察や裁判所から拘置所や刑務所に至るまでの各段階で、汚職が実務上制度化された運用となっているという数多くの確かな証言¹⁹⁾」がある。それと同時に、裁判官は、無罪判決や、より「軽い」有罪判決が汚職の疑いを招くという理由で、そのような判決を出すことを避けている。このように回避するのは、刑事訴追機関にとって不都合な判決（決定）を下した裁判官に対して、当該裁判についての異議申立て（протест）から職権による裁判官の「汚職」調査の着手まで、裁判官の職務や昇進に関わる諸々の問題を生じさせる機会を訴追機関が少なからず有しているからであり、このことは、検事総長も知るところであったが、然るべき対策がとられることもなく、責任を問われるべき者も処罰されることがなかった。このような違法行為が、刑事訴追機関の職員にやりたい放題の意識を抱かせ、憲法で保障されている裁判官の独立および不可侵に対する侵害をより一層助長している²⁰⁾。

司法権と他の二つの権力部門、つまり立法権および執行権との間に形成される関係を考慮すれば、これらの関係を調整するために運用される

стран Восточной Европы и Центральной Азии, 2011 и др.

18) Зиманов С. Независимость судьи – фундаментальный принцип правосудия // Суды и их роль в укреплении государственной независимости (материалы междунар. научн.-практич. конф., посвященной 10-летию независимости Республики Казахстан. Астана: Изд. центр Верховного суда РК, 2001. С. 14.

19) Манфред Новак. Доклад Специального докладчика по вопросу о пытках и других жестоких, бесчеловечных или унижающих достоинство видах обращения и наказания. Миссия в Казахстан // Комитет по правам человека, 2009 г. Генеральная Ассамблея ООН (A/HRC/13/39/Add.3). Пункт 70.; а также см.: Леонардо Деспуи. Указ. раб.

20) Обобщение практики рассмотрения судами уголовных дел о нарушении сотрудниками органов уголовного преследования конституционных прав и свобод, в том числе о пытках за 2008 год и 1-й квартал 2009 г., а так же см., например: Обобщение судебной практики рассмотрения уголовных дел по коррупционным преступлениям за 2006 год // ЭСПС «Законодательство РК».

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか? (グリナール・スレイメーノヴァ [中山])

「チェック・アンド・バランス」の多様な形態が法令によって定められており、そこでは一種の統制も排除されていないことが分かる。したがって、私見によれば、裁判統制の問題は、この「チェック・アンド・バランス」の制度の中で司法権の役割はどのようなものであるのかという観点から検討される必要があるのであろう。この制度では、司法権は、他の二つの権力部門からの統制の客体として現れる一方、他方では、自らが立法権および執行権に対して統制を行うことになる。

Ⅲ 裁判所と他の国家機関との相互関係

1 裁判所と議会との相互関係

裁判所は、法律を制定するのではなく、この点に立法権の諸機関との違いがある。立法権の諸機関は、一定の仕方でも、司法権の諸機関の設置、そしてまたその編成と活動に影響を及ぼしている。

カザフスタン共和国議会は、権力の司法部門との関係において以下の権限を有している。

(1) 憲法第 61 条第 3 項第 6 号により、議会には法律を定める排他的な権限が属しており、この法律は、最も重要な社会関係を規制し、裁判所構成および裁判手続の諸問題に関する基本的な原則および規範を定めることになっている。この憲法の規定にしたがって、裁判所は、法律にもとづいて設置され (憲法第 75 条第 3 項)、カザフスタンの司法制度は、憲法および憲法的法律によって定められる (同第 4 項)。

裁判の実施の質に影響を与えるかなり重要な要素として、不断の手続法改革の試みがあげられる。それらは、常に理由がある訳ではないが、裁判手続の質および市民の権利保護の向上を訴える宣言的なスローガンで取り纏われている。

関係官庁の法案起草という形成された実務も、制定される法律の質に資さない。これは、しばしば、その関係官庁の集团的利益のみに応える刑訴法典および民訴法典の改正という結果となる。一例として、カザフスタン共和国最高検察庁が起草し、2014 年 7 月 4 日に制定され、2015 年 1 月 1 日から施行された刑訴法典の全部改正案をあげることができ

る²¹⁾。新しい刑訴法典〔以下、「新刑訴法典」という。〕では、刑事訴追諸機関の活動にとって好ましい条件の設定、刑事訴追諸機関の権限の強化に関する起草者の意向が述べられている。そのため、2014年7月4日付の改正法のなかで諸外国から模倣した多くの新しい制度（非公開の取調活動、検察官の広範な権限、検察官と容疑者（被疑者・被告人）との訴訟上の合意等）は、法律家だけでなく、カザフスタンのNGO団体からも厳しく批判されている²²⁾。

これに関連して、刑訴法典が改正され、後にそれが取り消されても、後日、関連法律が再び制定される場合がしばしばあるということを忘れてはならない。その結果、改正の場合も含めて法律の制定過程は、きわめて一貫性を欠くものとなっている。とりわけ、多くの場合、学術的な提案が十分に考慮されず、透明性を欠き（法律案は、常に公表されるわけではないため、広く検討されることがない）、法律が拙速に制定され、法律案その他の法令案の学術的な鑑定もしばしば形式的なものとなっている。

残念なことに、カザフスタンの研究者だけでなく、国外の専門家からも指摘されているように、カザフスタンにおいては、禁止された取調方法および捜査活動（拷問²³⁾、恐喝、教唆等）が行われ、汚職は、事実上

21) Уголовно-процессуальный кодекс Республики Казахстан: Новый Кодекс Республики Казахстан от 4 июля 2014 года № 231 // Казахстанская правда. 2014.10 июля (2014 № 133 (27754)).

22) См., например: Козачков М. Данияр Канафин и Александр Розенцвайг, адвокаты: Проект нового УПК - диктат прокуратуры // Время. 2013.20 апреля; Проект Уголовно-процессуального кодекса РК: гласность судебного разбирательства и СМИ как источник информации о преступлениях. Юридический проект «Интерньюс-Казахстан», ноябрь 2012 г. // http://www.internews.kz/old/files/%20УПК%20РК_Гласность%20уголовного%20судопроизводства%20и%20сообщения%20о%20пре-ступлениях%20в%20СМИ.pdf; Воротилов А., Трубочева Т. Чем грозит проект нового УПК казахстанским бизнесменам // Forbes Kazakhstan. 2013.26 октября; Зайидов Р. О. так называемых «негласных следственных действиях». Глава 31 Проекта УПК РК (от 28 февраля 2013 г.) (в порядке обсуждения) // <http://www.group-global.org/publication/view/7719> (опубликовано 03.06.2013 г.); У последней черты // журнал Exclusive. 2014. 25 апреля и др.

23) Манфред Новак. Указ. раб.; Обобщение практики рассмотрения судами уголовных дел о нарушении сотрудниками органов уголовного преследования конституционных прав и свобод, в том числе о пытках за 2008 год и 1-й квартал 2009 г. (Департамент по надзору за законностью судебных актов и представительства интересов государства в суде Генеральной прокуратуры РК, 26

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか? (グリナール・スレイメーノヴァ [中山])

制度化された運用と化しており²⁴⁾、数多くの宣言された刑訴法典の諸原則は、刑事訴追諸機関によって無視または侵害されているが、裁判所は、このような事実について常にしかるべき評価を下しているわけではなく、重大な法律違反の結果入手した資料は禁止されたものとはせず、それによって訴追側の言いなりになっているのである。

(2) 議会の上院は、国の最高裁判機関を組織する。すなわち、大統領の提案にもとづいて最高裁判所の長官および裁判官の選挙ならびに解任を行い、彼らの宣誓を受ける。加えて、上院には、最高裁判所の長官および裁判官の身分保障剥奪の権限も属している(憲法第55条第1号および第3号)。

注目すべきは、議会の第1グループの権限が法創造の領域における権限であるとするれば、第2グループのそれは、統制の権限としての特徴だけでなく、チェックの権限としての特徴をも有していることである。したがって、任意の候補を最高裁判所裁判官に選挙する決定において、政治的な動機もかなり重要な意味を持ちうるのである。なぜならば、特別の数の上院議員(15名)は、政権党「ヌル・オタン党」の党首である共和国大統領によって任命されるからである(1995年10月16日付の「カザフスタン共和国議会および同議会議員の地位について」のカザフスタン共和国の憲法的法律第4条第2項および第3項)。したがって、その党籍にもとづいて、人びとがその上院議員に選ばれる可能性は排除しきれない。最高裁判所の長官および合議部長²⁵⁾がそれぞれ5年の任期で選挙され、そして再選もありうることを考慮すれば、彼らが、長官にあつ

ноября 2009 года) // ЭСПС «Законодательство РК»; «Облегченное» правосудие // журнал Exclusive. 2014. 21 января (электронный ресурс <http://exclusive.kz/obshhestvo/23107>); В споре иногда рождаются истина и справедливость // там же. 2013. 20 ноября (электронный ресурс // <http://exclusive.kz/wp-content/uploads/2013/10/SPOR-1-1.jpg>); Беляева В. Отчет: Пытки в Казахстане // <http://odfoundation.eu/a/1352,otchet-pytki-v-kazahstane> (10 января 2014г.) и др.

24) Манфред Новак. Указ. раб. Пункт 70.

25) Председатели судебных коллегий Верховного Суда назначаются Президентом РК по рекомендации Высшего Судебного Совета на основании представления Председателя Верховного Суда и решения пленарного заседания Верховного Суда. [最高裁判所の各合議部長は、最高裁判所長官の提案による最高裁判所総会決定にもとづき、最高司法評議会の推薦にしたがって、カザフスタン共和国大統領が任命する(裁判官地位法第30条第3項第2段および第5段)]

ては上院議員、合議部長にあっては長官に再選拒否の根拠を与えないように、ただ自分をよく見せることだけに努めるということも、また否定できない。

また、裁判官地位法第30条第3項第5段および第31条では、最高裁判所の長官、合議部長および裁判官の候補の審査については、地方の裁判所の裁判官に対して規定されているような複数候補の原則にもとづくものとなっていないことも指摘しておく必要がある。事実上、裁判官地位法にしたがって、議会の上院は、最高裁判所の長官および裁判官の候補の審査のときに、他に選択肢がないため、選挙ではなく任命をすることになる。このことについて、上院は、大統領が推薦したそれぞれの裁判官の候補を拒否することも選挙しないこともできるが、その場合、法的結果として、すべての手続が最高司法評議会において繰り返されることになる²⁶⁾、というカザフスタン共和国憲法評議会の見解には説得力がない。

こうして、立法機関は、司法権、その制度、この権力の担い手の権限および法的地位の機能モデルだけでなく、組織モデルをも創出するのである。この問題における議会の権限は、排他的なものである。裁判官地位法は、政治的、社会的その他いかなる要因による影響をも排除するために、裁判官の地位および独立を損なう法律その他の法令の制定を禁止している（裁判官地位法第1条第3項）。

裁判所は、裁判所が適用する法律の諸規範を創出し、変更する権限を有していない。しかし、共和国の現行法制度には、裁判実務の諸問題についての説明を与える最高裁判所の規範的性質を持つ決定が含まれる（憲法第4条第1項および第81条）。この説明は、裁判実務のみならず、その他の法適用機関の活動にも明らかに影響を及ぼしている。最高裁判所の規範的性質を持つ決定の内容が裁判実務の問題のみに関係するものでなければならぬ以上、最高裁判所が解釈する法令の中に存在しない新しい法規範がそこに含まれていてはならないはずである。最高裁判所は、説明を出す際に、（それが解釈の対象となっている規範から派生す

26) Постановление Конституционного Совета РК от 5 июля 2000 г. № 11/2 «Об официальном толковании подпункта 1) статьи 55 и пункта 1 статьи 82 Конституции РК».

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]

るものである場合でさえ）法律その他の法令を改正し、または追加することができず、また解釈の対象となっている規範に評価を与えることもできない。

だが、最高裁判所の一連の規範的性質を持つ決定を分析してみると、その中には、裁判実務の説明にとどまらず、法律の解釈までも行っているものがあり、また新しい法規範にはかならない命題も存在している。つまり、こうした説明は、事実上、法創造的なものとなっているのである。

それと同時に、まさしく法適用実務の過程において、法令の欠缺、その不十分さ、矛盾等、また法律の改正または新しい法律の制定の必要性が最も顕著な形で現れる以上、立法者は、法令案の作成につき法律により授権を受けていない国家諸機関が、①法令の起草に関する提案、②自ら作成した法令案を提出することによって、かかる作業に協力することができる旨を規定している（「法令について」のカザフスタン共和国の法律第 11 条第 2 号）。

そして、裁判官地位法第 20 条第 2 項第 4 号は、最高裁判所長官に対して大統領に法令改善に関する提案を提出する権限を与えている。したがって、裁判官（ここには最高裁判所の裁判官も等しく含まれる）は、法律によって立法発議権を有する主体に含められていない以上、法案の起草にたずさわったり、立法過程に関与したりすることはできない（憲法第 61 条第 1 項）。

他方で、裁判所は、法律その他の法令を正しく適用するだけでなく、これらを憲法適合性の観点から評価しなければならない。この評価は、憲法によって定められた人および市民の権利および自由を制限する法律その他の法令を裁判所は適用することができない、という点に表現されている。裁判所は、適用すべき法律その他の法令が憲法で定める人および市民の権利および自由を制限していると判断したときは、事件の審理手続を停止し、憲法評議会に対して当該法令の違憲の認定を申し立てなければならない（憲法第 78 条）。これにより、裁判所は、間接的に、立法権に対して統制的機能を果たし、立法過程に影響を与えることになる。しかしながら、裁判所は、この権利を十分に行使してはいない。2000 年から 2007 年までの期間における憲法評議会の意見（*послание*）の分

析から分るように、憲法統制を行うこの機関が毎年、その意見において、市民の憲法上の権利および自由を制限する法律その他の法令が相当な数にのぼっていることを指摘しているにもかかわらず、裁判所から憲法評議会に持ち込まれた申立ては、2000年に6件、2001年に7件、2002年から2007年までの間は年平均でわずか2件のみであった。

2 裁判所と国家権力の執行部門の諸機関との相互関係

裁判所は、組織および執行行政の活動にたずさわるものではなく、この点において裁判所と国家権力の執行部門の諸機関との原則的な違いが存在する。権力の執行部門の際立った特徴は、権力の司法部門に対しても、また立法部門に対しても、より現実的な影響力を行使することができるという点にある。これは、政府には、財政分野の問題を含めて、財源および組織の問題についての権限が属しているということによる。

立法発議権を有していない司法権とは異なり、政府にはこの権限が与えられており、その結果として、議会は、通常、執行権の諸機関、何よりもまず政府から出される法案や提案にもとづき、法律を制定しているのである。このことによって、権力の執行部門は、間接的に、司法権の組織および活動に関する諸問題の立法的な規制に影響を及ぼしている。そのうえ、法創造の実務が示しているように、政府は、最高裁判所を含めて関係官庁に法案の起草を委ねている²⁷⁾。これにより、最高裁判所の裁判官たちは、立法活動に関与していることになるが、このことは、「法令について」の法律第11条ならびに裁判官地位法第20条第2項第4号および第23条第2項に違反しているばかりか、憲法第3条第4項にも違反することになる。

これと関連して、政府の委任によって法案を起草する様々な機関の法創造が、唯一の立法機関としての議会の役割だけでなく、法律の質をも

27) См., например: Распоряжение Премьер-Министра РК от 6 марта 2007 года № 44-р «О мерах по реализации Конституционного закона Республики Казахстан «О внесении изменений и дополнений в Конституционный закон Республики Казахстан «О судебной системе и статусе судей Республики Казахстан»; Постановление Правительства РК от 2 марта 2010 года № 162 «О Плане законопроектных работ Правительства Республики Казахстан на 2010 год // Собрание актов Президента и Правительства РК . 2010. № 22-23. Статья 167 и др..

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]）

引き下げているように思われる。というのも、どの官庁も、自己の官庁的利益や特殊利益に応えるような諸規範を法律に取り入れようとするからである。こうした事情から、しかるべきチェック機能が欠けているところでは、執行権は、立法権に対しても、また司法権に対しても優越することが可能になるのである。

裁判所が執行権に対する特殊な権限を有しているのは、裁判所に、権力の執行部門の諸機関およびその役職者の行為および決定についての訴えの審査を通じて、その諸機関の活動を統制する権限が与えられているからである。

それと同時に、カザフスタンの裁判官の独立を損なう基本的欠陥として、司法制度および裁判官が、制度上も、実務上も、執行権や有力な実業界からの政治的圧力に強く依存しているという点がある²⁸⁾。

3 裁判所と共和国大統領との相互関係

カザフスタン共和国大統領は、国家権力の統一、憲法のゆるぎなさ、ならびに人および市民の権利および自由の保証人であり、国家元首および国家の最高公務員として行動し、国家権力のいずれの部門にも属さない（憲法第40条）。しかし、同時に、大統領には、立法部門および執行部門に対して働きかける特別な権限が与えられており、これらの部門の決定、とくに執行部門に対しては積極的に影響力を行使することができる。大統領の権限の多くは、直接に執行的性格を有するか、あるいは執行権に関係をもつものである。

司法権との関係では、権力分立の原則がその実際の実現過程において十分に保障されていないことを示す事実が存在している。例えば、大統領府は、他の諸機関と同様に、最高裁判所に対しても委任権限を有している。大統領府規程第23項では、これらの委任は裁判の実施に関係しない問題でなくてはならないとされているが²⁹⁾、それでも、こうした委任が間接的な形で裁判官の独立に影響を及ぼす可能性は否定できない。

立法権および執行権と比べ、国家権力の司法部門に対しては、共和国

28) Leonardo Despui. Указ. раб.

29) См.: Пункт 23 Положения об Администрации Президента РК: Утв. Указом Президента РК от 11 февраля 2002 г. № 805 // САПП РК. 2002. № 6. Ст. 40.

大統領は、より広範で実効的な権限を有している。裁判官は、独立して自己の権限を行使するとしても、その活動の組織、とりわけ人事問題については、大統領に従属している（ここで念頭においているのは、地方裁判所の裁判官ならびに地方裁判所その他の裁判所および最高裁判所の各合議部長の大統領による任命、欠員補充のための最高裁判所裁判官候補の大統領による議会上院への提案、最高司法評議会の評議員の大統領による任命等である）。

そのうえ、法令には定められていないが、大統領の命令（акт）は、ある場合には、裁判官地位法に優位する。例えば、裁判官地位法第24条第2項は、「裁判官は、本憲法的法律で定める根拠および手続によらなければ、罷免または停職の処分を受けることはない」と定めている。ところが、同法第34条で、こうした根拠をすべて列挙しているが、そこでは、「定員削減」のような根拠にもとづいて裁判官を罷免することは規定されていない。まさにこれにより、他のいかなる法令によっても、裁判官を罷免することができないということが一義的に定められているのである。しかしながら、大統領は、2010年9月27日付の「国家予算およびカザフスタン国立銀行の予算によって維持される諸機関の定員の最適化に関する措置について」の大統領令第1072号により、州裁判所およびこれと同等の裁判所においては86名の削減（合計574名から488名へ）、地区裁判所およびこれと同等の裁判所においては292名の削減（合計1945名から1653名へ）、つまり、地方の裁判所の裁判官の定員計378名を削減することを決定したのである。この大統領令では、さらに下級裁判所の事務部および最高裁判所事務局の定員削減も定められている。

4 裁判所と検察諸機関との相互関係

1995年に至るまでの長い期間、裁判所の活動は、裁判所の事件審理を監督する権限を与えられていた検察諸機関によって統制されていた。1995年、新憲法の制定とともに、この方面での検察庁の活動は廃止された。憲法第83条で、裁判所において、検察庁は、裁判における国家の利益を代表するにとどまり、その監督機能は、刑事事件の公判前手続に対してのみ維持されるということが明確に定められた。さらに、1997

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]）

年の新しい刑訴法典の制定とともに、裁判所に裁判統制の権限が与えられたが、それは、刑事訴追諸機関（検察官、取調官、捜査官、機動捜査諸機関）の行為および決定についての訴えの審理が裁判所の権限となり、さらに2008年からは、犯罪実行の容疑者または被疑者・被告人の勾留の許可権限を裁判所のみが有することになったということである。2014年7月4日付で全部改正された新刑訴法典にしたがい、取調裁判官（следственный судья）という新しい訴訟主体が設けられ、その権限として、勾留の許可だけでなく、刑事訴訟手続における人の権利、自由および法益の遵守に対する裁判統制も含まれている（新刑訴法典第54条第3項、第55条および第56条）。

検察官は、刑事事件について、裁判所において国家の利益を代表する公訴人としての訴訟上の地位を占めながら、訴追側に立って公判に参加する。この場合、法律は、他の公判参加者に対して優越したいかなる権限もこの公訴人に与えていない。

刑訴法典第7条第11号は、「当事者」の概念につき、当事者は、当事者主義および当事者同権にもとづき、公判において訴追（刑事訴追）および防御を行う機関および人であると定義しており、このことから、裁判所においては、両当事者、すなわち検察側と弁護側に対し、自己の利益を擁護するために、平等な機会が与えられなければならないということになる。

刑訴法典第23条に規定する当事者主義および当事者同権の原則の実現により、公判における両当事者、すなわち検察側および弁護側の利益のバランスが確保されなければならない。この原則にしたがい、裁判所は、公判審理の際に、公判参加者の意見に縛られず、検察側、弁護側のいずれの立場にも組せず、憲法および法律にのみにしたが、証拠調べの評価によって得られた自己の心証にもとづいて裁判をする（刑訴法典第22条第1項および第23条）。

しかしながら、実際には、カザフスタンの刑事訴訟手続において、この原則が完全に実現されているとは言い難い。つまり、今日に至るまで、公判審理は当事者主義的ではなく、裁判所は客観的かつ公正ではなく、当事者は対等ではないのである。

そのため、司法統計のデータは、ソビエト型の刑事訴訟から当事者主

義的要素を備えた刑事訴訟に移行した今日においてもなお、次の最も重要な指標、すなわち、無罪判決の割合の非常な低さ、裁判所により自由剥奪刑を科される有罪者の割合の高さ、上級審により減刑のために取り消された有罪判決の割合の少なさ等に変化がないということを示している。裁判所の活動は、以前と変わらず、懲罰的な本質を有しており、そのため、裁判所により適用される刑種の中で最もよく見られるものも、相変わらず、自由剥奪刑となっている（2007年から2009年まで平均で47%、直近の2年間では41.8%）³⁰⁾。

2008年には、勾留という身柄拘束処分³¹⁾の検察官による許可制が廃止され、裁判所による許可制が導入されたが³¹⁾、それが身柄拘束処分の選択の状況を変えることはなかった。裁判所は、多くの場合において、検察官による身柄拘束処分としての勾留請求を支持し（許可された者のうち、勾留は、2012年 — 95.5%、2011年 — 95.3%であった。）、また、勾留期間の延長は、例外なくすべての場合において、裁判所により許可されている（100%）³²⁾。

1999年から2012年までの間の無罪判決の数は1%未満である³³⁾。

年	無罪判決数	終結事件に対する無罪判決数 (%)
1999	241	0.3
2000	201	0.2
2001	383	0.4
2002	334	0.5
2004	475	0.7
2005	495	0.8

30) Аналитическая справка об итогах отправления правосудия по уголовным делам судами республики за 2007-2009 годы // www.supcourt.kz/system/analyze.php?SECTION_ID=2343&ELEMENT_ID=16694 (веб-сайт Верховного Суда РК).

31) См.: Закон РК от 5 июля 2008 г. № 65-IV «О внесении изменений и дополнений в некоторые законодательные акты Республики Казахстан по вопросам применения мер пресечения в виде ареста, домашнего ареста» // Казахстанская правда. 2008.31 июля (№ 167 (25614)).

32) Судебное санкционирование ареста в Республике Казахстан. Аналитический отчет. Варшава: Организация по безопасности и сотрудничеству в Европе, Бюро по демократическим институтам и правам человека, 2011. С. 35.

33) Использованы данные из справок об итогах правосудия за период с 1999 по 2012 годы, опубликованных на веб-сайте Верховного Суда РК (http://supcourt.kz/rus/analitika_i_statistika) и в СМИ.

2006	426	0.8
2007	307	0.8
2008	323	0.8
2009	607	1.0
2010	705	1.1
2011	481	0.8
2012	400	1.7

2007年から導入された陪審裁判も、無罪判決の統計には、ごくわずかな影響しか及ぼさなかった。2007年から2012年の間に、1048件の刑事事件において陪審裁判が行われ、被告人1498人のうち、1375人(91.8%)に有罪判決が、123人(8.2%)に無罪判決が言い渡された。

これに関しては、厳しく批判されているスターリン時代においてすら、無罪判決の割合が〔現在より〕ずっと高く、被告人の10人に1人が無罪判決を言い渡されていたことを指摘しておかなければならない³⁴⁾。エム・ヴェ・コジェヴニコフのデータによれば、人民裁判所が言い渡した無罪判決は、1935年には、刑事責任を問われた者の総数の10.2%を占めており、以下に、1936年 — 10.9%、1937年 — 10.3%、1938年 — 13.4%、1939年 — 11.1%、1941年 — 11.6%、1942年 — 9.4%、1943年 — 9.5%、1944年 — 9.7%、1945年 — 8.9%であった³⁵⁾。

上記のデータから、裁判所の活動において訴追側寄りのステロタイプを根絶することができなかったことは一目瞭然である。国連の人権委員会は、とりわけこの事実に着目しており、2011年7月26日には、市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）の執行状況についてカザフスタンが提出した最初の報告書の審査結果にもとづく最終見解を採択した。それによれば、人権委員会は、「…検察諸機関は、司法権に圧力を加えており、これが、結局、刑事事件の無罪判決がわずか1%にしか満たない程度にまで裁判所の裁判に影響を与えているのである。また、委員会は、裁判官が拷問によって得られた証言を証拠として認め

34) Пашин С.А. Становление правосудия. М.: Р. Валент, 2011.С. 114-115.

35) Кожевников М. В. История советского суда / Под редакцией И. Т. Голякова. М.: Юрид. изд-во МИУ СССР, 1948. С. 305, 349.

ていることに関する通報の増加についても懸念している³⁶⁾」と指摘している。

このような状況に影響を与えているのは、次の一連の要因である。

第一は、刑訴法典の一連の規定が公判審理における当事者主義および当事者同権の原則に違反していることである。

①第一審裁判所の公判審理の規制が当事者主義の原則の実現をある程度保障しているとしても、検察官の行為が優先される上級審については、そのように言うことができない。つまり、監督審において、当事者は対等ではないのである。弁護側には、監督審裁判所に裁判の再審を申し立てる権利だけが与えられ、それについてもまずは事前審査に付され（刑訴法典第463条）、その結果によっては、申立人は、監督審裁判所による訴えの審理を拒絶されることがある。他方、検察官による申立ては、何ら事前審査を経ずに、監督審裁判所の審理に付される。このような規制そのものが当事者同権の原則（刑訴法典第23条第7項）に違反している。

②裁判官は、汚職の嫌疑をかけられることを警戒して、無罪判決を出すことがない。この点については、すでに説明したところである。

③特別の場合、検事総長は、控訴手続および破棄手続により再審理されなかった第一審裁判所の判決および決定、または破棄手続により再審理されなかった控訴審裁判所の判決および決定について、異議申立て（протест）をすることができる（刑訴法典第458条第4項）。他方、弁護側には、破棄審で事件が審理されなかったときの申立権は与えられていない（同第1項）。

④裁判官の訴追側寄りに影響を及ぼすかなり重要な事実として、裁判官の前職の影響がある。裁判官が、過去に法秩序維持機関の職員（検察官、取調官）であったということがしばしばある。法令は、裁判官職に任命する際に、彼らの刑事訴追に関する専門的な技能を無力化するための特別な再教育については何も定めていない。その結果、裁判官の職にあっても、このような者達には、相変わらず訴追側寄りの傾向が現れる。と言うのは、それらの諸機関に長年勤めた職員においては、命令、処分を

36) Заключение замечания Комитета ООН по правам человека. Казахстан. 102 сессия // <http://www.ujk.kz/sojzsudef/?sid=360>. [(CCPR/C/KAZ/CO/1) sec.22.]

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか? (グリナール・スレイメーノヴァ [中山])

実行し、服従すること等への志向が鍛え上げられ、独立の原則とは相容れない資質が形成されるからである。

第二は、裁判所に提出される取調資料が裁判の実施の質に最も重大な影響を及ぼしていることである。これらの資料は、判決は公判で直接取り調べられた証拠にもとづいてのみ決定されるとする刑訴法典の規則に反し、しばしば、裁判所で取り調べられた証拠よりも優先される。

しかも、裁判所は、多くの場合、欠陥のある捜査取調、刑訴法典の重大な規則違反、信憑性のある証拠の欠如といった事実を無視し、場合によっては、刑事訴追諸機関による起訴内容の偽造の事実さえも無視する。裁判所は、まさに訴追側の言いなりになって、どんなことがあっても、そのような事実を適切に評価もしなければ、それらが証拠として認められないと述べることもしない。そのため、公判で全く別の事実が立証された場合においてすら、判決文が起訴状の全部または大部分を写し取ったものであることがしばしば起こる。そして、これは、個別の事例ではなく、他の旧ソビエト諸国にとっても特徴的なシステムなのである³⁷⁾。裁判官は、有罪の立証が疑わしい場合においてさえ、公訴を支持している。このような裁判所の立場は、見方を変えれば、取調官および検察官が自己の立場や欠陥のある捜査取調の事件を裁判所に移送する際の根拠にわずらわされることのないように後押しすることになる。このため、裁判所自身が取調べの手抜きや見込み違いを埋め合わせるということがしばしば起こるのである³⁸⁾。

捜査・取調機関が違反や権限の乱用を行う原因の一つには、多くの場合において、検察官が刑事訴追機関の犯した違反に対処せず、しかるべき措置を取ることせず、それらを黙認しているという点があげられる。2010年に最高裁判所が裁判実務の総括の際に調査したある事件でも、特別機動捜査の措置が取られた時に、取調官および捜査官の手続上の行為に刑訴法典の規定に対する明らかな違反があったにもかかわらず、それが、監督する検察官によって証拠から排除されなかった³⁹⁾。

37) Пашин С.А. Судебное безвластие // <http://index.org.ru/nevol/2010-22/07-pashin.html>. [// Неволя. No.22. 2010.]

38) См.: Там же.

39) См.: Справка о результатах обобщения судебной практики по вопросу «Применение некоторых норм уголовно-процессуального кодекса Республики

IV 司法権の資源および組織の保障

司法権の構成要素の一つに、司法権力の全ての要素を動かす資金（資源）とその手続とがある。これにより、一定の資源および組織を梃子にして裁判官に影響を及ぼそうとする企てを排除するため、法令は、司法制度の物的、技術的、組織的および人的な保障に関する職務を委ねられたすべての機関のリストを定めている。そこには、次のものが含まれる。

(1) カザフスタン最高裁判所付置司法行政部（Департамент по обеспечению деятельности судов при Верховном Суде РК）、これは、最高裁判所ならびに州、首都および特別市においては地方裁判所および地域単位（裁判所事務局）を持つその他の裁判所の活動の組織的および物的・技術的な保障に関する権限を有する機関である⁴⁰⁾。

司法行政部は、国家施設の組織的・法的形態における法人であり、最高裁判所の内部機構には含まれず、また、下級裁判所の内部機構にも属さない。すなわち、司法行政部は、自律的な制度であり、自らの名において民事法関係の主体となり、執行権の諸機関とも司法権の諸機関とも直接の関係を持たない。司法行政部は、自己の管轄事項について、法令が定める手続により、その長の命令や処分形で決定をする。この場合、司法行政部は、その職務の遂行のために企業活動主体と契約を結ぶことを禁止されている。

司法行政部が最高裁判所の内部機構に属していないとはいえ、活動の最重要事項の決定の際には、司法行政部およびその司法行政官は、何ら

Казахстан об обеспечении прав и свобод граждан в уголовном процессе» (неприкосновенность личности, частной жизни, жилища; тайна переписки, телефонных переговоров, почтовых, телеграфных и иных сообщений) // Бюллетень Верховного Суда РК. 2010. № 4. С. 81-82.

40) До августа 2010 г. указанные функции осуществлял Комитет по судебному администрированию при Верховном Суде РК, который был упразднен Указом Президента от 17 августа 2010 г. № 1039 «О мерах по повышению эффективности правоохранительной деятельности и судебной системы в Республике Казахстан» [この機能は、2010年8月までは最高裁判所付置司法行政委員会（комитет）によって担われてきたが、2010年8月17日付の「カザフスタン共和国における法保護活動および司法制度の効率化のための措置について」の大統領令 No.1039により委員会は廃止され、司法行政部（департамент）に改組された。]

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]）

かの方法によりこれらを一定の従属関係の下においていると思われる最高裁判所長官の立場に、ある程度結びつけられている。それは、司法行政部の長が、大統領府長官および最高司法評議会の同意にもとづいて最高裁判所長官により任命され、解任されるからである。同副部長も、大統領府長官の同意にもとづいて最高裁判所長官により任命され、解任される。

司法行政部の活動の一連の事項（裁判所および司法行政部の財政問題、労働保護の問題ならびに裁判官および裁判所職員の生活保障および社会保障の問題に関する政府への提案、司法行政部の副部長の権限の確定等）を決定する際には、最高裁判所長官の同意が必要とされる。

司法行政部の長は、司法行政部の活動について最高裁判所長官に報告し、または、裁判所および司法行政部の財政問題、労働保護の問題ならびに裁判官および裁判所職員の生活保障および社会保障の問題に関する政府への提案、ならびに司法行政部の副部長の権限の確定について最高裁判所長官の同意を得なければならない。

司法行政部およびその司法行政官の活動の透明性を確保するためには、司法行政部規程をしかるべく改正し、司法行政部およびその司法行政官が地方の裁判官団体の諸機関に報告義務を負うように定めることが重要だと思われる。このような要求は、言うまでもなく、司法行政部およびその司法行政官による裁判所および裁判官の利益に対する官僚的事務処理や軽視の防止、または、裁判所の活動ならびに裁判官および裁判所事務職員の仕事にとって必要な条件の創出に資することになるであろう。さらには、司法行政部の組織手続にも原理的な意義が認められる。司法行政部の長およびその司法行政官の任命・解任の問題の決定には、地方の裁判官団体の諸機関の同意を得るべきであると思われる。しかし、現行の司法行政部およびその内部機構の組織手続は、一定の従属関係、すなわち、司法行政部の長の最高裁判所長官への従属、司法行政官の州裁判所の所長への従属をもたらししている。このことにより、彼らの権限行使における自主性は、ある程度損なわれているのである。

(2) カザフスタン共和国最高司法評議会、これは、カザフスタン共和国大統領付置の諮問協議機関（以下、「評議会」とする。）であり、その構

成員は、大統領により任命される（憲法第 44 条第 20 号）。

カザフスタン共和国における裁判官選任の一般原則を定めた憲法の規定（憲法第 82 条第 1 項および第 2 項）は、最高裁判所ならびに州裁判所およびこれと同等の裁判所の裁判官集団の構成原理の一つとして、最高司法評議会のしかるべき推薦を定めている。

2008 年 11 月 17 日付の「カザフスタン共和国最高司法評議会について」のカザフスタン共和国の法律第 2 条にしたがい、評議会は、以下のことを行う。

- ①裁判官の独立および不可侵を保障すること。
- ②地方裁判所その他の裁判所の裁判官の欠員を補充するため、公募によりその候補を選抜すること。その結果にしたがい、当該候補を任命のために大統領に推薦すること。
- ③地方裁判所その他の裁判所の所長および各合議部長ならびに最高裁判所の各合議部長の欠員を補充するため、最高裁判所長官の提案にもとづいてその候補を審査すること。当該候補を任命のために大統領に推薦すること。
- ④最高裁判所裁判官の欠員を補充するため、最高裁判所長官の提案にもとづいてその候補を審査すること。当該候補を議会上院への提案のために大統領に推薦すること。
- ⑤最高裁判所長官の欠員を補充するため、その候補を審査すること。当該候補を議会上院への提案のために大統領に推薦すること。
- ⑥最高裁判所の長官、各合議部長および裁判官ならびに地方裁判所その他の裁判所の所長、各合議部長および裁判官の辞職およびその撤回の問題を審議すること。
- ⑦次の場合における離職の問題を審議すること。

地方裁判所その他の裁判所の裁判官が、裁判所の再編もしくは廃止または当該裁判所の裁判官の定員削減の場合において、他の裁判所の欠員ポストへの異動に同意しないとき。

地方裁判所その他の裁判所の所長および各合議部長が、裁判所の再編もしくは廃止またはその任期終了の場合において、他の裁判所の欠員ポストへの異動に同意しないとき。

最高裁判所の裁判官が、最高裁判所の裁判官の定員削減の場合におい

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]

て、他の裁判所の欠員ポストへの異動に同意しないとき。

最高裁判所の各合議部長が、その任期終了の場合において、他の裁判所の欠員ポストへの異動に同意しないとき。

最高裁判所の各合議部長および裁判官ならびに地方裁判所その他の裁判所の所長、各合議部長および裁判官が、職務規律違反行為を犯した場合、裁判官として不適格とされた場合または裁判官地位法で定める要件を満たさない場合において、裁判官審査会の決定にもとづく最高裁判所長官の提案があったとき、ならびに本人の希望により辞職する場合、他の職に任命され、選挙された場合、転職する場合および年金受給年齢または定年年齢に達した場合

最高裁判所の各合議部長および裁判官ならびに地方裁判所その他の裁判所の所長、各合議部長および裁判官が、医師により専門的職務を継続して執ることが困難な健康状態にあると診断されて罷免される場合、および行為無能力者もしくは制限行為能力者の認定もしくは強制的医療措置の適用に関する裁判所の確定決定、裁判所の有罪確定判決、カザフスタン共和国国籍の喪失、裁判官の死亡または死亡宣告に関する裁判所の確定決定により離職する場合

⑧地方裁判所その他の裁判所の所長、各合議部長および裁判官ならびに最高裁判所の各合議部長の解任について大統領に勧告すること。

⑨最高裁判所の長官および裁判官の解任を議会の上院に提案することについて大統領に勧告すること。

⑩最高裁判所長官の任期を年金受給年齢まで延長することへの同意の可否の問題を審議すること。

⑪法令で定める手続により、最高裁判所長官の提案にもとづいて、司法行政部の部長候補の任命および部長の解任に同意するか否かの問題を審議すること。

⑫裁判官を志望する市民に対し資格認定試験を実施すること。

⑬裁判官の勾留に対する同意、裁判官の勾引、裁判手続によって科される行政罰の適用および裁判官の刑事責任の追及に関する問題を解決するために大統領に意見を提出すること。

⑭司法制度および法令の改善に関する勧告および提案を作成し、大統領に提出すること。

- ⑮裁判官集団の質的構成の向上、人材の養成制度の改善、裁判官の資質の向上に関する措置をとること。
- ⑯評議会の規程を承認すること。
- ⑰裁判官資格試験に合格し、裁判所での研修を修了し、州裁判所およびそれと同等の裁判所の総会の承認証書（*заклучение*）を取得した者ならびに専門の修士課程を修了した者を登録すること。
- ⑱裁判官の総定員数およびそれぞれの地方裁判所その他の裁判所の裁判官の定員の設定に同意するか否かについて審議すること。
- ⑲本法、法令および評議会規程にもとづくその他の権限を行使すること。

V 裁判所への資金供与

カザフスタン共和国憲法第 80 条は、「裁判所への資金供与および裁判官への住宅の供与は、共和国予算の資金によりこれを行い、裁判が完全にかつ独立して行われることを保障しなければならない」と規定している。これにより、憲法レベルにおいて、資金供与の水準、すなわちその財源、その規模および手続を決定する基準が定められた。この規定は、裁判所への資金供与に関する国家の義務を定めることにより、その他一切の財源（例えば、地方権力機関、社会团体その他の組織、法人および自然人等からの資金の供与）は使用することができないとしている。司法制度への資金供与については、2008 年 12 月 4 日付の予算法典第 53 条第 1 号に定められている。

政府は、議会に共和国予算〔案〕およびその執行に関する決算報告書を提出し、予算の執行を確保する（憲法第 66 条第 2 号）。共和国予算の承認は、議会の権限に属し、議会によって司法制度への資金供与の額が決定される。これに加えて、議会の権限には、共和国予算の修正および追加（同第 54 条第 1 項第 1 号）、共和国予算に関する法律の制定（同第 61 条第 3 項第 5 号）、共和国予算の執行についての政府の報告書および共和国予算の執行の統制に関する会計委員会の報告書の承認（同第 53 条第 2 号）も含まれている。大統領は、共和国予算により維持されている全ての機関のために、首相の提案にもとづいて、その資金供与および職員給与の統一制度を承認することになっている（同第 44 条第 9 号）。

カザフスタン共和国に裁判統制は存在するか？（グリナール・スレイメーノヴァ [中山]）

裁判官地位法は、その第1条第3項において「裁判官の地位および独立を損なう法律その他の法令を定めることは、禁止する」と定めているものの、1995年12月21日付の「カザフスタン共和国の裁判所および裁判官の地位について」の大統領令に比べると、裁判官の生活保障および社会保障の水準を著しく低下させた。

裁判所および裁判官に対する物的および財政的保障が不十分であるという事実は、一度ならず憲法評議会によって指摘されてきたところである⁴¹⁾。とりわけ、実際、裁判所への資金供与および裁判官への住宅の供与は全く不十分であり、そのため、裁判官がしばしば地方の執行権力機関に従属する状態におかれ、それが腐敗現象を助長しているということ⁴²⁾、また「外国の司法制度に比して、退職し、または年金生活になったカザフスタンの裁判官の社会的地位および生活状態は著しく低く、それは、どんな社会および国家においても裁判官が高い地位を占めている状況の下では許されない」⁴³⁾ということが指摘されている。

そのうえ、いかなる裁判所に勤務しているかによって現に存在する裁判官の給与格差は、裁判官は、統一した地位を有し、権限によってのみ互いに区別されるとする裁判官地位法の規定（第23条第1項）に違反している。最高裁判所の裁判官の給与が地方の裁判所の裁判官の給与を著しく上回っているということが想起されよう。

VI 結論

以上の裁判統制の諸問題の分析から、次のように結論することができる。

第一に、裁判統制の問題は、裁判だけでなく、組織、資源および財政

41) Послание Конституционного Совета РК от 29 мая 2007 г. № 01-4/1 «О состоянии конституционной законности в Республике Казахстан» // Казахстанская правда. 2007. 7 июня; О соблюдении прав человека и гражданина в Республике Казахстан в 2004 г.: Доклад комиссии по правам человека при Президенте РК. Астана: Комиссия по правам человека при Президенте РК. 2005. С. 113-114.

42) Послание Конституционного Совета РК от 23 июня 2008 г. № 09-6/1 «О состоянии конституционной законности в Республике Казахстан» // Казахстанская правда. 2008. 28 июня.

43) Там же. С.118.

の部門をも含めた司法権に対する統制という、より広い観点から研究がなされなければならないということである。

第二に、一連の外的および内的要因が裁判の実施の質に影響を与えており、その分析からは、さらに次の結論が得られよう。

①事件の審理の際に裁判官に影響を与え、彼らの活動を統制するような状況を生み出す規範またはそれを可能とする規範が法令の中に存在するということ。

②裁判監督の権限を有する上級裁判所ならびに人事および組織の問題の解決に関するこれらの裁判所の所長の広範な権限が、裁判の実施の際に裁判官の心証に影響を与えているということ。

③議会に代表される立法機関、国家元首である大統領、政府に代表される執行行政機関および検察諸機関のそれぞれに司法権を統制する固有の手段が存在するということ。